

---

# 第4次平川市子ども読書活動推進計画

令和7年度～令和11年度

---



令和7年3月

平川市教育委員会

# 目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	2
3	計画の対象	2
4	計画の位置づけ	2
5	計画の策定方法	3
6	持続可能な開発目標（SDGs）との関連	3
第2章	第3次計画における取組と課題	4～6
第3章	基本方針	7
1	子どもの読書環境の整備	7
2	読書活動の推進に向けた家庭・学校・地域等の連携・協力	7
3	子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発	7
第4章	家庭・学校・図書館等における読書活動の推進	8
1	家庭における読書活動の推進	8
2	学校における読書活動の推進	9
3	図書館における読書活動の推進	10～11
4	認定こども園における読書活動の推進	11
5	ボランティア等における読書活動の推進	12
第5章	子どもの読書活動の推進・支援体制の整備	13
1	推進・支援体制の整備	13
2	普及・啓発	13～14
3	地域における人的資源の共有	14

## 《用語解説》

## 《資料》

第69回学校図書館協議会調査概要

第5回「平川の子どもたちが選ぶおすすめ本」調査概要（令和5年度）

子どもの読書活動の推進に関する法律

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

子どもにとって読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）」です。

子どもたちは読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な価値観や文化への理解を深めたりすることや、読解力や思考力を養うことができます。「OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）2018年度調査のポイント（文部科学省・国立教育政策研究所）」においては、読書を肯定的にとらえる生徒は、読解力を測る調査で得点が高い傾向があると示されています。

また、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、探求心や真理を求める態度を培うことができます。

こうした資質や能力は、複雑で予測困難な現代において、子どもたちが様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくための土台となります。

東日本大震災後、被災地の多くの子どもたちが不安に直面していた際、全国から寄付された本や絵本が子どもたちの心のよりどころとなり、生きる希望を与えました。

このことから、読書活動は、子どもが未来をたくましく切り開くための活力の源となることが改めて認識されたものであり、本を読む楽しさや、読書体験によって得られる充実感、満足感は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング (well-being) <sup>※1</sup>につながることを期待されます。

すべての子どもたちが、読書活動の楽しさに触れ、主体的に読書活動をするためには、読書の意義を市民一人ひとりが改めて認識し、社会全体で環境を整備し支えていくことが必要です。

国は、子どもの健やかな成長に資することを目的として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行し、令和5年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」を策定しています。

また、本県においても、県民全体が子どもの読書活動の重要性を理解し、子どものそれぞれの発達段階に応じた読書活動ができるよう、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たすとともに、連携、協力による子どもの読書環境づくりを進めるために、令和7年2月「青森県子ども読書活動推進計画（第五次）」を策定しています。

本市教育委員会では、近年のグローバル化や情報化の進展等変化の激しい時代において、子どもたちが将来社会人、職業人として自立し、価値観の異なる様々な人々とのコミュニケーションをとり、ともに地域社会を形成していくためにも、子どもの読書活動の推進は極めて大切であると考え、平成21年度に本市における子どもの読書活動推進の方向を示す第1次計画となる「平川市子ども読書活動推進計画」、平成27年度には第2次計画、令和元年度には第3次計画を策定し、「読み聞かせ」や「ブックスタート」<sup>※2</sup>等、地域に根差した子どもの読書活動を推進してきたところではありますが、社会情勢の変化やさらなる推進を図るため、新たに「第4次平川市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

## 2 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

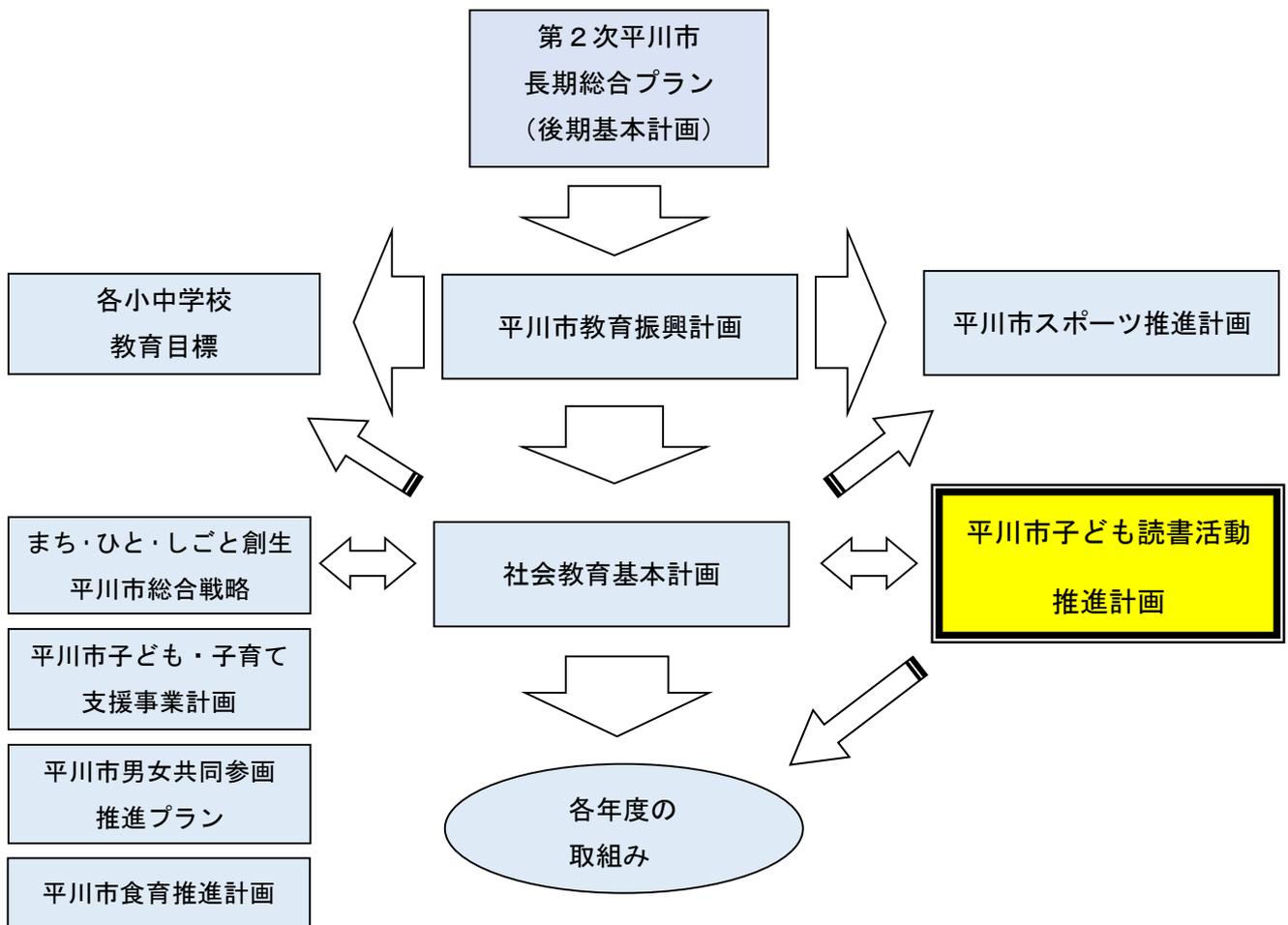
## 3 計画の対象

本計画の対象である「子ども」とは、おおむね0歳から18歳までとします。

## 4 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく子ども読書活動推進計画として、「第3次平川市子ども読書活動推進計画」を引き継ぐものです。

「第2次平川市長期総合プラン(後期基本計画)」、「平川市教育振興計画(令和4～8年度)」および「平川市社会教育基本計画(令和5～9年度)」を踏まえ、本市における子どもの読書活動に関する基本方針と、その達成に向けて講ずるべき施策の方向性を示し、市全体で子どもの読書活動を推進していくために策定します。



 上位計画等に基づいて策定・実施する。

 相互に整合性を図りながら策定・実施する。

 本計画に基づいて、他計画・目標と連携・協力する。

## 5 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、市社会教育委員からの意見聴取やパブリックコメントを実施したほか、市内小・中学校および高校に通う児童、生徒を対象とし令和5年度に実施したアンケート調査（第5回「平川の子どもたちが選ぶおすすめ本」）の結果を踏まえ、計画に反映することに努めました。（アンケート内容は、資料として記載しています。）

## 6 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

持続可能な開発目標（SDGs）では、「誰ひとり取り残さない」を理念とし、実現に向けた17の目標を掲げています。SDGsの理念や目標を実現していくためには、現代社会が直面する環境、貧困、人権、平和、開発といったグローバルな課題を自らの課題として捉え、身近なところから取り組むことにより、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出していくことが求められています。

読書活動には、子どもの頃からこのような様々な課題や世界で起きていることに興味を持ち、目を向けるきっかけとなるなどの役割が期待されます。本計画においては、以下の17の目標のうち、特に「4（質の高い教育をみんなに）」「10（人や国の不平等をなくそう）」「17（パートナーシップで目標を達成しよう）」が関連することから、これらも踏まえて、各種施策を推進します。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章 第3次計画における取組と課題

令和2年度から令和6年度にかけて、「第3次平川市子ども読書推進計画」に基づき各種施策を進めてきたところですが、この間も関係法の整備やデジタル化のさらなる進展など、子どもの読書活動を取り巻く環境は変化してきました。

令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が制定され、障がいの有無に関わらず、すべての人が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現を目指し、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進することが定められました。

また、令和3年9月のデジタル庁設置をはじめとして、政府全体でデジタル社会の形成を目指す取組が進められており、学校教育のデジタル化や、GIGA スクール構想<sup>※3</sup>による児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が進められてきました。

令和4年1月には、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定されました。これにより、すべての小中学校等において、「学校図書館図書標準（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）」の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館<sup>※4</sup>への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとされています。

情報通信手段の普及は子どもたちにとっても身近な変化であり、例えば、児童生徒のスマートフォンをはじめとするデジタルデバイスの利用率は年々上昇の傾向にあり、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等、情報通信手段の多様化も進んでいます。

また、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大を受け、学校の臨時休業や、図書館の臨時休館及び開館時間の短縮等が行われ、子どもの図書へのアクセスが一定期間制限されましたが、このような、情報環境の変化が、子どもの読書活動に影響を及ぼした可能性も考えられます。

令和6年6月に行われた第69回学校読書調査（公益社団法人全国学校図書館協議会の調査）によると、児童生徒の1か月間の平均読書冊数は、小学生で13.8冊、中学生が4.1冊、高校生が1.7冊で、1か月間に読んだ本が0冊である「不読者」の割合は、小学生で8.5%、中学生が23.4%、高校生が48.3%となっています。

令和5年度に平川市で実施した「平川の子どもたちが選ぶおすすめ本」のアンケート結果によると、市内児童生徒の1か月間の平均読書数は、小学生で約4.2冊、中学生で約2.4冊、高校生で約1.4冊、1か月間に読んだ本が0冊である「不読者」の割合は、小学校で15.0%、中学生で25.7%、高校生で57.9%となっています。

このようななか、本市においては、子どもの読書活動の大切さを広く市民に啓発するため、「子どもの読書環境の整備」「読書活動の推進に向けた家庭・学校・地域等の連携・協力」「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発」の三つの基本方針を柱に定め、「第3次平川市子ども読書活動推進計画」の推進に取り組んできました。

市立図書館では、幼児や児童を対象に、季節をテーマにした「おはなし会」や「絵本にでてくるお菓子づくりとおはなし会」「つがる弁カルタ大会」などの事業を行い、子どもが本に親しむ環境の整備を進めてきたほか、4か月児健診時に行うブックスタートを通し、

親子に対し幼児期からの読み聞かせの大切さについて保護者への意識啓発を図る取組を行ってきました。

学校では、朝読書やボランティアと連携した読み聞かせ会等、子どもが本に興味を持つような事業を行い、読書意欲の向上に努めてきました。

また、テレビ、インターネット、スマートフォン、ゲーム、電子書籍等、様々な情報メディア、デジタルデバイスの普及や生活環境の変化により子どもの余暇時間の過ごし方が多様化し、以前にも増して子どもの「読書離れ」「活字離れ」が依然にも増して、本市も含め全国的な課題となっています。

子どもの頃の読書活動の充実が「読書離れ」「活字離れ」の防止につながり、成長してからの意識、能力に影響を及ぼすものと考えられることから、乳幼児期からの子どもの発達段階に応じた読書環境の整備と読書活動が行われることが重要となります。読書に関する発達段階ごとの特徴として、例えば、以下①～④のような傾向があるとの指摘があることから、家庭、認定こども園、保育所、学校、地域が一体となり、子どもの読書活動の推進を促す取組を進めていく必要があります。

#### ①就学前(幼稚園、保育所、認定こども園等)の時期(おおむね6歳頃まで)

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

#### ②小学生の時期(おおむね6歳から12歳まで)

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読みとおすことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

#### ③中学生の時期(おおむね12歳から15歳まで)

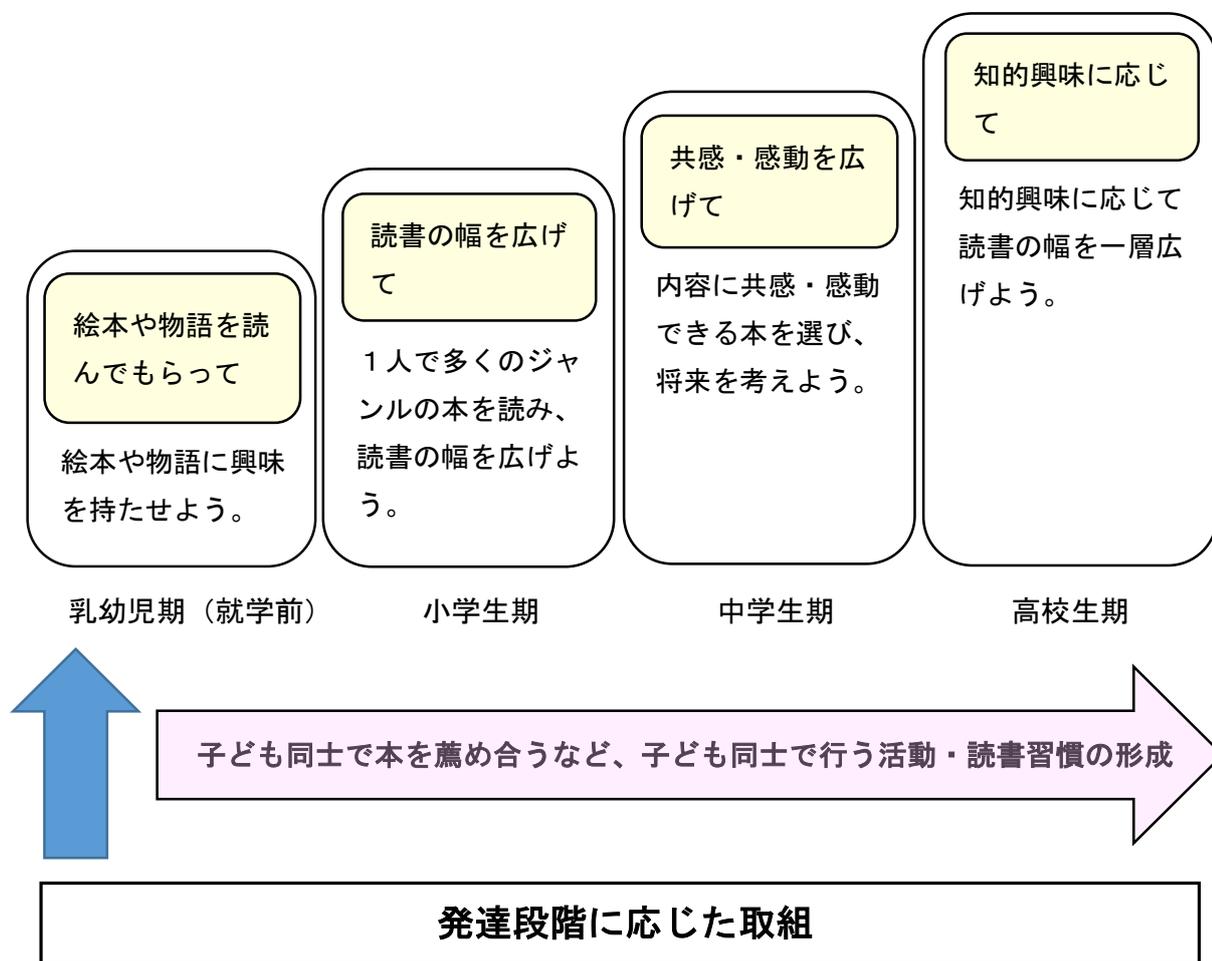
多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

#### ④高校生の時期(おおむね15歳から18歳まで)

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書が出来るようになる。

「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」(平成30年3月)に拠る

## 《発達段階に応じた読書環境の整備イメージ図》



平川市図書館（平賀図書館）



ボランティアによる時節おはなし会

## 第3章 基本方針

子どもの読書活動は、学習に対する興味、関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育むとともに、さらなる知的探究心や真理を求める態度を培い、自ら考え、行動し、将来主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識と教養を身に付ける契機となります。

特に社会の変化が加速度を増し、複雑で予想困難となっている現代においては、自身の資質、能力を育むとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えていくことが求められることから、読書活動により生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要です。

そのため、すべての子どもたちが読書活動による恩恵を得ることが出来るよう、地域全体で認識し支えていく必要があります。引き続き次の基本方針のもと、子どもたちの自主的な読書活動の推進に取り組みます。

### 1 子どもの読書環境の整備

子どもの読書習慣の形成のためには、乳幼児期から読書に親しむような環境を整備することが必要です。

家庭、学校、地域では、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけづくりをし、その読書活動を広げ、読書習慣を身に付けることができるように、本と身近に接する機会を増やすことが大切です。

市では、子どもたちが身近に本に触れられる環境づくりや、読書に親しめる機会の提供に努めます。

### 2 読書活動の推進に向けた家庭・学校・地域等の連携・協力

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、学校、地域を通じ社会全体での取組が必要です。それぞれが担うべき役割を果たし、子どもが読書に親しめる機会の充実を図ることや、子どもの読書活動に関わっている学校、図書館、公民館などの関係機関、民間団体が緊密に連携し、相互に協力を図りながら、地域ぐるみで取り組んでいくことが大切です。

市では、家庭、学校、地域が相互に連携、協力して、子どもが進んで読書活動ができるよう、読書の楽しさを伝える場と人に関する情報の提供に努めます。

### 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもの読書活動の意義や重要性について、市民が広く理解を深め、関心を高める必要があります。そのためには、大人が子どもの読書活動を推進する気運を高めていくことや、保護者をはじめ子どもの成長に深く関わっている皆が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。

市では、子どもたちの読書活動を推進するため、読書活動の意義や重要性についての普及、啓発を図ります。

## 第4章 家庭・学校・図書館等における読書活動の推進

### 1 家庭における読書活動の推進

#### (1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は、日常の生活の中で形成されます。子どもにとって最も身近な社会である家庭は、子どもの読書活動の始まるの場所であり、日常的に子どもが本と出会う場所です。そのため、家庭のなかで子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせを行ったりすることが重要です。

幼児期に絵本に親しむ機会をつくることにより、子どもの感性を育て、言葉を育み、言葉を通し語りたいことを自然と伝えられるようになります。

子どもの発達段階や個性を考慮しながら、良い絵本との出会い、読み聞かせを通し、本の楽しさや面白さを子どもに伝え、読書の習慣を身に付けさせることが大切です。

#### (2) 現状と課題

両親が共に就労する家庭の増加、塾や習事に関わる時間の増加など、子どもの生活環境の変化によって、読み聞かせや読書を通じた親子の時間が取りにくくなっています。

また、テレビ、スマートフォン、インターネットなど様々な情報メディア、デジタルデバイスの発達、普及に伴い、幼児期からの読書習慣が身に付いていないことにより、子どもの「読書離れ」「活字離れ」の加速が指摘されています。

そのため、家庭においては、読み聞かせや読書の時間を設け、話題や感想を共有するなど、読書を日常生活の中に位置づけしていく必要があります。

#### (3) 市の施策

図書館、公民館、その他子どもの読書活動が行われる施設（認定こども園、放課後児童クラブ、児童館、子育てひろば、学校等）が連携、協力し幼児期からの子どもの読書活動を推進するための取組の充実と、そのための環境づくりに努めます。

また、保護者が子どものために本を手にとることが出来るよう、様々な機会やメディアを活用し、保護者に対して家庭での読書活動についての情報提供を行い、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について、理解の促進を図ります。

さらに、就学時健康診断や、PTA 活動等の保護者が集まる様々な機会を捉えて、家庭での読書の意義の啓発や、「子ども読書の日」<sup>※5</sup>等を通じて家庭における読書活動の推進を目指します。

## 2 学校における読書活動の推進

### (1) 学校の役割

学校は、学習指導要領に示す「学校図書室を計画的に利用しその機能の活用を図り、子どもたちの自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」に配慮するほか、読書習慣を形成することで、感性や表現力を高め、読書の幅やものの見方を広げるという役割を担っており、各教科等の時間のほか、朝読書や親子読書、ボランティアと連携した読み聞かせ会など、様々な読書活動をおこなっています。

### (2) 現状と課題

書店が減少している中、子どもたちが1日の中で最も長い時間を過ごす学校にある図書室は、本を手にする身近な場所として以前にも増して存在意義が大きくなっています。

学校では、図書室利用促進のため読みたい本のリクエストを受けたり、図書委員会による新刊図書のPOP作りや全校集会で紹介をしたりするなど、読書活動への取組を行っています。

市内小、中学校の図書室について、令和5年度末における「学校図書館図書標準」<sup>※6</sup>に定められた蔵書数を満たしている学校は小学校4校ですが、その蔵書の中には古い本もあります。市や県立図書館の司書を活用した図書室の蔵書点検を行い、整頓、除籍、廃棄、配列、新刊図書購入等についてアドバイスを受けるなど、読書活動を推進するための対応が必要です。

また、多様な背景を持つ子どもの状況や一時的な子どもの居場所となり得ること等も踏まえ、児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう運営するなどの配慮も必要となってきました。

### (3) 市の施策

図書室の運営について、担当教諭と市の図書館職員等が連携、協力し、図書室機能の充実を図ることが重要です。

このため、各学校の年間指導計画において学級活動等での学校図書室の利用を位置づけるなど、校長のリーダーシップの下、計画的、継続的な読書指導の充実を図るとともに、学校での子どもの読書活動推進のため、市内の読書関連ボランティア団体等による読み聞かせ活動を支援していきます。

また、基準冊数や充足率等の指標、購入と廃棄のバランスを考慮した上で、調べ学習<sup>※7</sup>に対応する辞典等だけでなく、子どもの興味、関心の引く様々なジャンルの本を購入するなど、学校図書の整備に努めるとともに、蔵書の利用促進と学校図書司書ツールによる学校のICT環境の整備等により、DX（デジタルトランスフォーメーション）<sup>※8</sup>の推進に努めます。

さらに、図書の配列や図書室へ興味、関心を向けてもらうため、学校の図書委員会の子どもたちを対象に、市立図書館と意見交換などを行い、配架や室内レイアウトを工夫するなど、楽しい図書室づくりを支援します。

### 3 図書館における読書活動の推進

#### (1) 図書館の役割

市立図書館（公民館図書室等の類似施設を含む。）は、子どもにとって、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所です。

また、自ら必要な情報を収集し、それをもとに意思決定、問題解決を図るなど、読解力や情報能力を身に付けることができます。

保護者にとっては、豊富な蔵書から子どものための本を選択したり、子どもの読書について相談することができる場所でもあります。

市立図書館は、読み聞かせによるおはなし会の実施、子どもに薦めたい図書の展示、保護者や親子を対象とした読み聞かせや子どもの年齢に合った本の選び方の指導など、子どもの読書に関する様々な情報や機会を提供します。

また、読書関連ボランティア団体や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、活動場所や必要な知識・技術を習得するための学習機会を提供します。

#### (2) 現状と課題

市には、平賀図書館、尾上図書館及び碓ヶ関公民館図書コーナーが設置されています。毎月幼児や児童を対象に、市読書推進運動協議会と共催で行っているおはなし会等の取組に加え、図書館業務体験や図書館見学を実施し、多くの子どもたちが図書館の役割や図書館司書の仕事内容、読書の大切さ等について学ぶ機会を設けています。

令和5年度に実施した「平川の子どもたちが選ぶおすすめ本」のアンケート調査結果から、学齢が上がるにつれて図書館を利用する回数が減少する状況にあります。

特に中高生は図書の貸出し利用が少ない状況にあるため、夏休み等の長期休暇には中高生向けのお薦め本を紹介する展示等の取組を行い、利用促進を図っています。

また、読書関連ボランティアによる子ども読書活動推進を支援するほか、子ども同士が本について語り合い情報交換できるような環境整備が必要です。

#### (3) 市の施策

幼児期から発達段階に応じ読書に親しめるように、魅力的な児童図書の収集、提供とともに、おはなし会や時節に即した事業を通して本に触れ合うきっかけ作りや、子ども自身が読書の楽しさを知ることができるような環境づくりに努めます。

具体的には、図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動を推進するため、団体貸出や県立図書セット貸出の活用促進に努めます。

また、図書館の連携、協力を進めるため、児童図書等資料の相互貸借や、複数の図書館で協力して行うレファレンスサービス<sup>※9</sup>の実施等に努めていきます。

障がいのある子どもが読書に親しむため、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の充実、図書館利用の際の介助、対面朗読サービスなどの充実に努めるとともに、読書関連ボランティアの協力を得ながら、福祉関係機関と連携し、障がいのある子どもの読書活動の充実に努めます。

小学生、中学生、高校生については、図書館見学や図書館業務体験により、図書館の利用の仕方や役割について理解を深めるよう努めるほか、児童図書蔵書、貸出情報、おはなし会等の行事案内を図書館ホームページや SNS に掲載する等、インターネットを活用した情報発信および DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、個々の発達段階や多様性、状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択することが出来るよう、電子書籍の整備・提供や、多言語対応等、読書環境の充実に努めます。

また、児童図書をはじめ不要となった本の有効活用を図るため、リサイクル図書<sup>\*10</sup>の実施に努めます。

さらに、発達段階に応じて子どもが本に親しめるよう、乳幼児から小学生までの年齢別のおはなし会や読み聞かせ会などの参加型事業の充実に努めます。

司書を含む職員の育成については、児童図書や児童文学に関する専門的知識、読書指導に関する知識、技術を習得できるよう研修の充実に努めます。

## 4 認定こども園における読書活動の推進

### （1）認定こども園の役割

幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、子どもたちが安心して本に触れることができる読書環境づくりが大切となります。

読書スペースを確保するほか、保護者、読書関連ボランティア等と連携・協力して、読み聞かせやおはなし会など開催するなど、絵本への興味を起こさせる環境づくりを進めていく必要があります。

### （2）現状と課題

日常の活動の中で、読み聞かせをはじめとする、子どもたちが本に親しむための取組が行われており、これをさらに継続していくことが望まれています。

また、子どもが興味、関心のある本を保護者へ紹介するなど、家庭における読み聞かせや読書の習慣付けを図ることが必要です。

### （3）市の施策

子どもが絵本や物語などに親しむため、認定こども園の求めに応じ発達段階時の図書の選び方に関する助言などで支援するほか、魅力的な児童図書の整備を図り、貸出しの充実に努めます。また、必要に応じた読書関連ボランティアの紹介や読書活動に関する情報の提供をおこないます。

家庭においても、読み聞かせや読書環境の醸成が必要であるため、園児が認定こども園、で興味や関心を抱いた絵本を家庭に紹介するなど、家庭との連携に努めます。

また、計画的に図書の充実に努めるとともに、本の配置場所や配架、POP を工夫することにより、身近に本がある環境を作り、子どもが自由に絵本に触れることができるようアクセスしやすい環境づくりに努めます。

## 5 ボランティア等における読書活動の推進

### (1) ボランティア等の役割

読書関連ボランティア団体等は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、読み聞かせや朗読など読書に親しむ様々な機会を提供し、子どもの自主的な読書活動の推進にも大きな役割を果たしています。

また、読み聞かせや朗読等を通し、子どもと本をつなぎ、子どもの自主的な読書活動を促すとともに、子どもと図書館を結ぶ架け橋ともなっています。

また、ボランティア団体の活動を通じて、子どもたちは、家庭、認定こども園、学校以外の地域の人との心の触れ合いや世代間交流の場を持つこともできます。

### (2) 現状と課題

市内には、現在、子どもの読書に関わる活動をしている団体として平川市読書推進運動協議会等があり、市立図書館事業の月例おはなし会や時節事業などのほか、認定こども園、学校での読み聞かせ活動を行っています。

多様な活動が行えるようボランティアスタッフの増員や育成をはじめ、読み聞かせの知識や技術の向上を図るための研修会を行うなどの支援が必要です。

### (3) 市の施策

子どもは、本の読み聞かせなどの体験を通して、読書の楽しさを学ぶことができます。

平川市読書推進運動協議会をはじめ、各種団体や個人が読書関連ボランティア活動に関わることで、子どもの読書活動の推進につながります。

そのため、ボランティア等の活動状況を把握するとともに、円滑で多様な活動ができるよう場所や機会の提供に加え、幅広い世代がボランティア活動に関われるように情報提供や地域学校協働活動<sup>\*11</sup>の活用など、施設、機関、団体、個人を効果的につなぐコーディネート機能の充実に努めます。



ブックスタート

## 第5章 子どもの読書活動の推進・支援体制の整備

### 1 推進・支援体制の整備

#### (1) 関係団体等との連携と情報の共有化

子どもの読書活動の推進にあたって、市立図書館は、関係部局や関係団体と密接な連携を図りながら、子どもの読書活動を推進するための具体的な方策についての検討、情報交換等を行い、情報の共有化を図り、総合的な推進体制の整備に努めます。

#### (2) 関係施設、団体等への支援

図書館及び読書関連ボランティア団体等が連携し、学校、認定こども園、放課後児童クラブ、児童館、子育てひろば等、読み聞かせ活動の受入れを希望する関係施設等に対する支援に努めます。

#### (3) 子ども読書活動の推進に関わる情報提供と紹介

子育てサークル、PTA等、子どもに関わるあらゆる団体の要請に応じ、子どもの読書活動の推進に係る情報提供や、読書関連ボランティア団体の紹介等の支援に努めます。

#### (4) 児童図書の充実と各図書館の連携・協力

児童図書の充実と、平賀図書館、尾上図書館、碓ヶ関公民館図書コーナーの相互の連携、協力による子どもの読書活動の推進に努めます。

#### (5) 団体配本やレファレンスサービスの充実

学校や認定こども園等へ市立図書館蔵書を貸出すほか、図書館職員による調べ学習のアドバイスなどの充実を図ります。

### 2 普及・啓発

#### (1) 「子ども読書の日」を中心とした全市的な啓発事業の推進

「子ども読書の日」(4月23日)は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため(推進法第10条第1項)」に設けられました。「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい取組を引き続き実施するよう努めるとともに、地域、学校、認定こども園、図書館、関係団体等との連携をとりながら、より充実した啓発事業が展開されるよう働きかけます。

#### (2) 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動に関する情報を収集するとともに、多くの人々がこれらの情報に容易に接し、活用できるよう、市の広報への掲載やホームページ等を利用した情報の提供を行います。

### (3) 優良な図書の周知

「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」第8条第9項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦しています。

優良な図書は、子どもの健全な発達と地域における子どもの読書活動の推進を図るうえで大変重要であることから、関係機関、読書関連ボランティア団体等と連携し、子どもに読ませたい優良な図書を、学校、認定こども園、図書館、児童福祉施設等での紹介や各種広報紙などより、家庭、地域に周知します。

## 3 地域における人的資源の共有

国は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携、協働するコミュニティ・スクール<sup>※12</sup>と地域学校協働活動を一体的に推進しているところですが、読書のきっかけともなり得る様々な体験活動、学校図書室支援、読み聞かせ等の読書関連のイベントの実施等についても、こうした地域社会と協働した活動として促進を図ることが重要となります。

そのため、放課後や休日に子どもたちの集まる放課後子ども教室、放課後児童クラブ等において、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域の読書関連ボランティア団体等多様な人々の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組について、その際、地域と学校との連絡調整、情報の共有、地域学校協働活動の企画、調整、運営、地域住民への呼び掛け等を担う地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を中心に、地域の子どもの読書活動の取組を支援します。

また、社会教育主事や司書、地域学校協働推進員など社会教育関係者のネットワークや知見を共有し、地域の人材を活用した子どもの読書活動の推進に努めます。



クリスマスおはなし会



絵本にでてくるお菓子づくりとおはなし会

## 《用語解説》

### ※1 「ウェルビーイング (well-being)」

「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）によると、ウェルビーイングとは、「身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている。

### ※2 「ブックスタート」

自治体が0歳児健診などの機会に「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ経験」をプレゼントする活動。

### ※3 「GIGA スクール構想」

GIGA（ギガ）スクール構想とは、令和元年（2019年）に開始された、全国の児童・生徒1人に1台のコンピュータと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組み。

「GIGA」は、「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味する。

### ※4 「学校図書館」

学校図書館法に基づき、小学校、中学校、高等学校等において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集・整理・保存し、児童・生徒及び教育の利用に供するため設けられる学校の設備をいう。「学校図書室」とも呼ばれる。

### ※5 「子ども読書の日」

4月23日。国が定めた啓発日。子どもの読書活動の重要性についての関心と理解を深め、子どもが読書する意欲を高めることを目的とする。

### ※6 「学校図書館図書標準」

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小・中・特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されている。

### ※7 「調べ学習」

なんらかの課題や疑問の解決を、資料の収集・分析や実施調査等によって行おうとする学習。

### ※8 「DX（デジタルトランスフォーメーション）」

進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへの変革を図ること。

### ※9 「レファレンスサービス」

図書館利用者が調査・研究等を目的として求める情報や資料などを、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・調査し、提供・回答するサービス。

### **※10「リサイクル図書」**

図書館用の図書で除籍したものを、一般市民や小・中学校等に譲渡し再活用すること。

### **※11「地域学校協働活動」**

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

### **※12「コミュニティ・スクール」**

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

# 資料編

第69回学校図書館協議会調査概要

第5回「平川の子どもたちが選ぶおすすめ本」調査概要（令和5年度）

子どもの読書活動の推進に関する法律

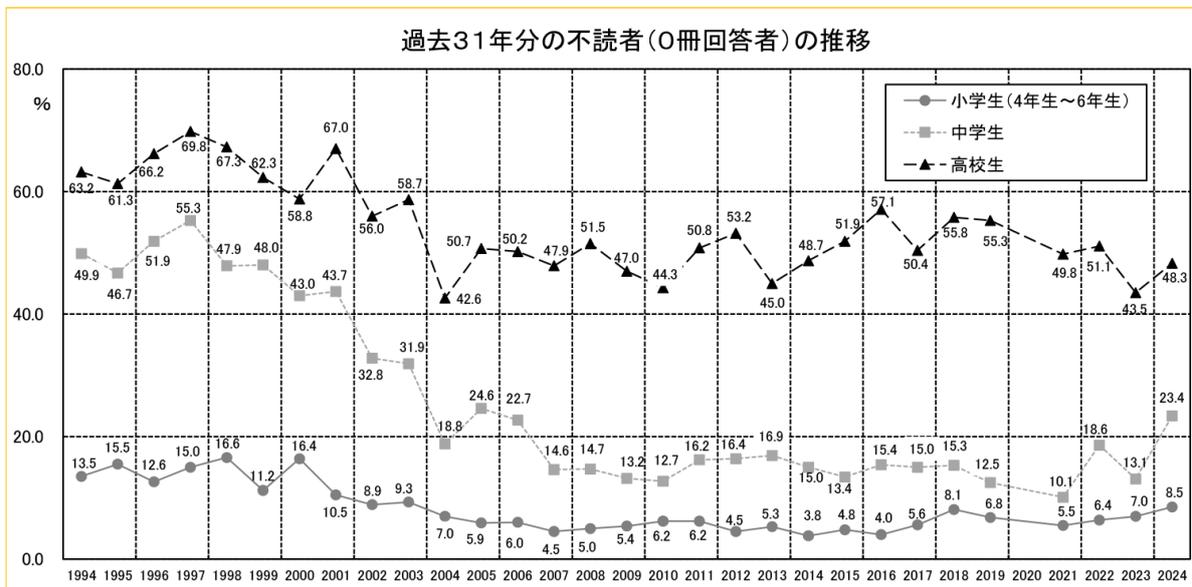
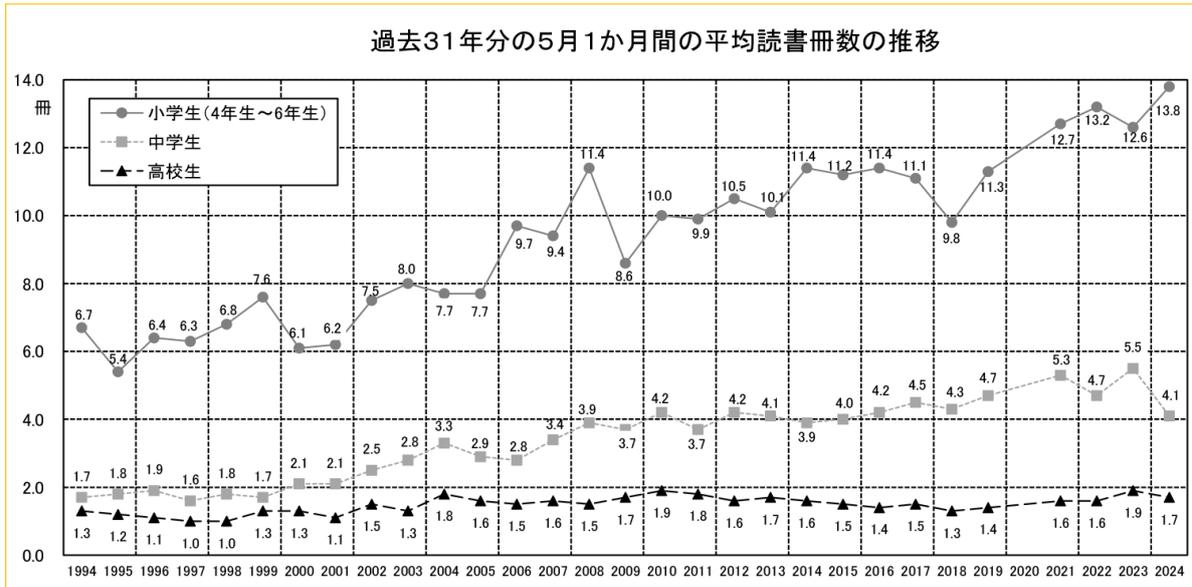
## 第69回学校図書館協議会調査概要

調査者：全国学校図書館協議会

調査時期：2024年6月第1・2週

調査対象：全国の小学生（4～6年生）・中学生（1～3年生）・高校生（1～3年生）の抽出調査《小・中学校は都市規模別、高校は学科別にサンプル校を抽出し、各学年1クラスで実施》

小学生：3,308人 中学生：3,496人 高校生：4,604人



※この調査では、1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒を「不読者」と呼んでいます。

※公益社団法人全国学校図書館協議会のホームページ「第69回学校読書調査」の結果内のグラフを引用

## 第5回「平川の子どもたちが選ぶおすすめ本」調査概要（令和5年度）

### 1. 目的

平川市内の小・中・高等学校に通う児童・生徒が自らの思考や感性に沿った本を推薦し、その本を市立図書館が広く市民に紹介することにより、市全体の読書環境の整備・充実を図る。

### 2. 調査対象

平川市内の小学校9校 中学校4校 高等学校2校 計15校

対象者数：2,414人 回答者数：1,677名 回答率69.5%

小学校	対象者数	1,380名	回答者数	855名	回答率	62.0%
中学校	対象者数	667名	回答者数	560名	回答率	84.0%
高等学校	対象者数	367名	回答者数	262名	回答率	71.4%

### 3. 調査期間

令和5年6月20日～令和5年7月20日

### 4. 調査方法

質問調査用紙を上記15校に対し、各校の在校児童、生徒数（計2,414人）分を配布し、後日回収。

### 5. 調査項目

- ①図書館の利用頻度
- ②1日の読書時間
- ③1か月の読書量
- ④興味のあるジャンル
- ⑤「電子書籍」利用の有無
- ⑥雑誌とマンガでの「電子書籍」利用の有無
- ⑦読書に対する意識

## ①図書館の利用頻度

(小学生)

(単位%)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
ほぼ毎日	2.1	1.1	1.4	1.3	2.0
1週間に1・2回	9.5	7.9	6.7	8.9	8.9
2週間に1・2回	6.9	5.8	5.8	5.6	7.0
1か月に1・2回	14.1	13.2	11.8	11.0	13.4
年に数回	38.8	37.1	40.3	34.3	36.9
利用したことがない	28.7	34.6	33.7	38.9	31.9

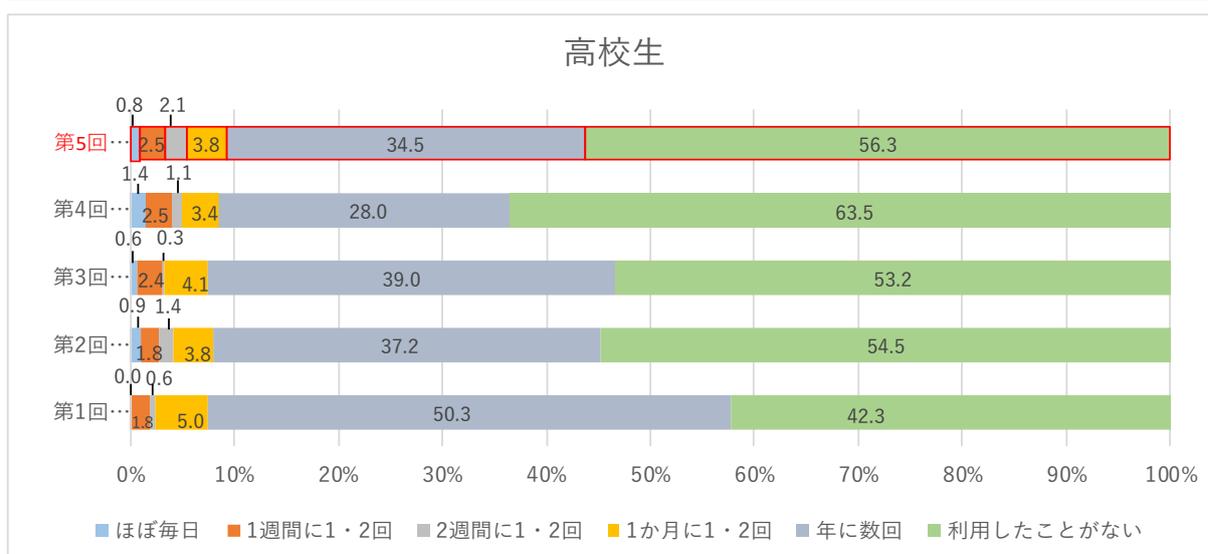
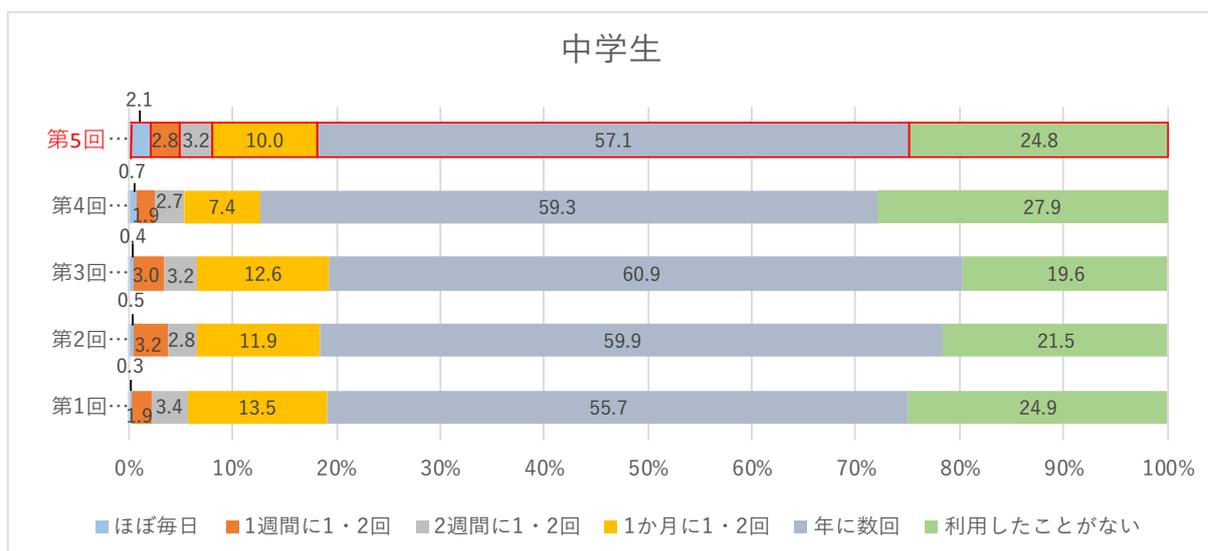
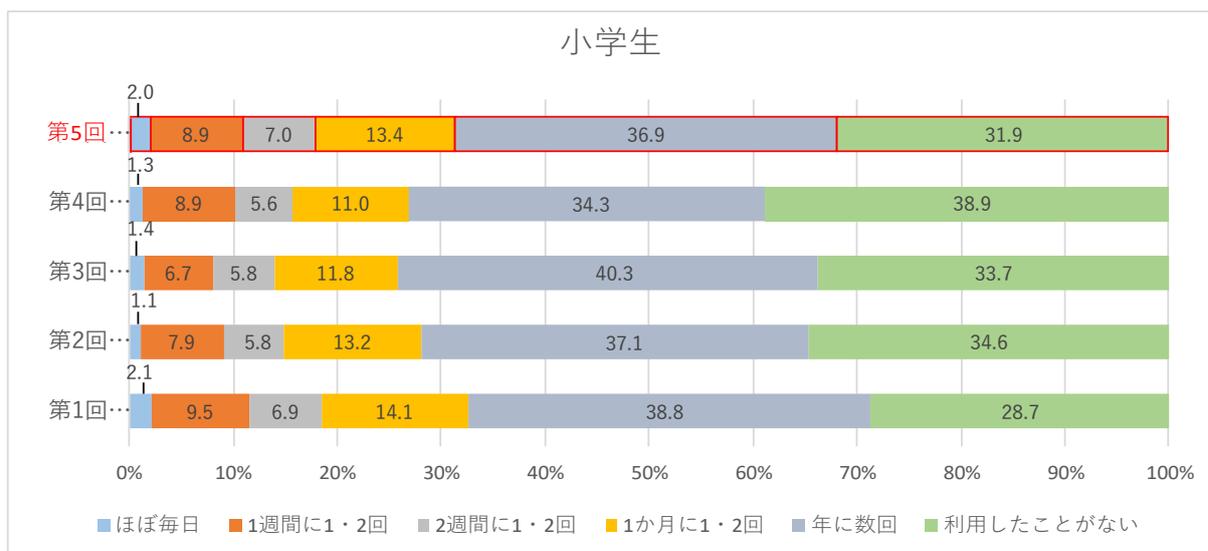
(中学生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
ほぼ毎日	0.3	0.5	0.4	0.7	2.1
1週間に1・2回	1.9	3.2	3.0	1.9	2.8
2週間に1・2回	3.4	2.8	3.2	2.7	3.2
1か月に1・2回	13.5	11.9	12.6	7.4	10.0
年に数回	55.7	59.9	60.9	59.3	57.1
利用したことがない	24.9	21.5	19.6	27.9	24.8

(高校生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
ほぼ毎日	0.0	0.9	0.6	1.4	0.8
1週間に1・2回	1.8	1.8	2.4	2.5	2.5
2週間に1・2回	0.6	1.4	0.3	1.1	2.1
1か月に1・2回	5.0	3.8	4.1	3.4	3.8
年に数回	50.3	37.2	39.0	28.0	34.5
利用したことがない	42.3	54.5	53.2	63.5	56.3

# ① 図書館の利用頻度



## ② 1日の読書時間

(小学生)

(単位%)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
ほとんど読まない	16.6	15.8	15.5	15.6	19.1
30分未満	48.7	51.9	55.6	50.0	51.8
1時間未満	23.4	21.3	21.9	22.4	19.5
2時間未満	6.6	7.3	4.7	7.7	6.5
2時間以上	4.5	3.4	1.7	4.4	3.1

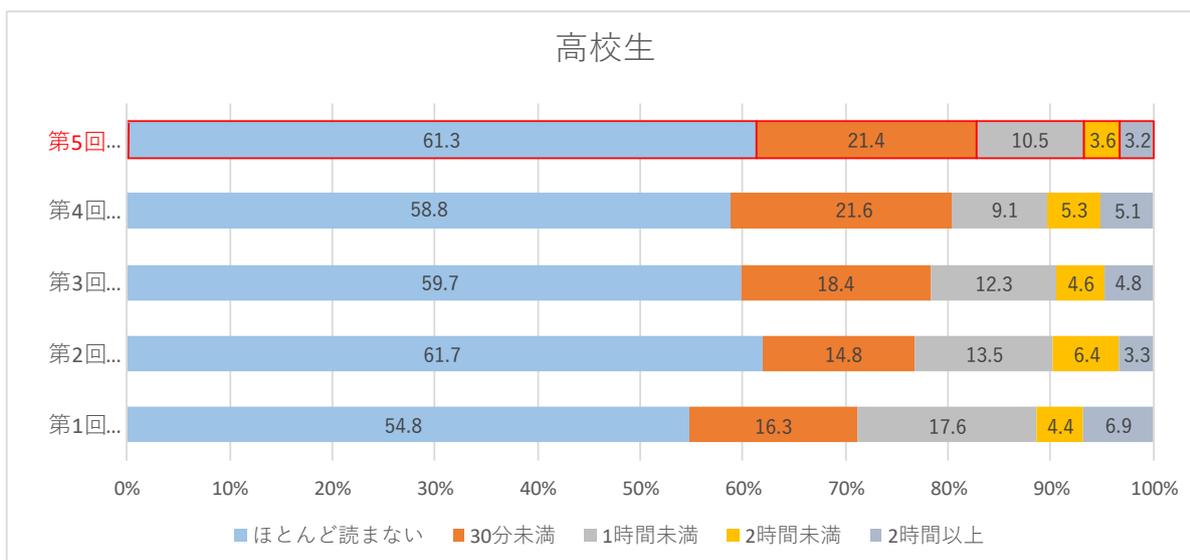
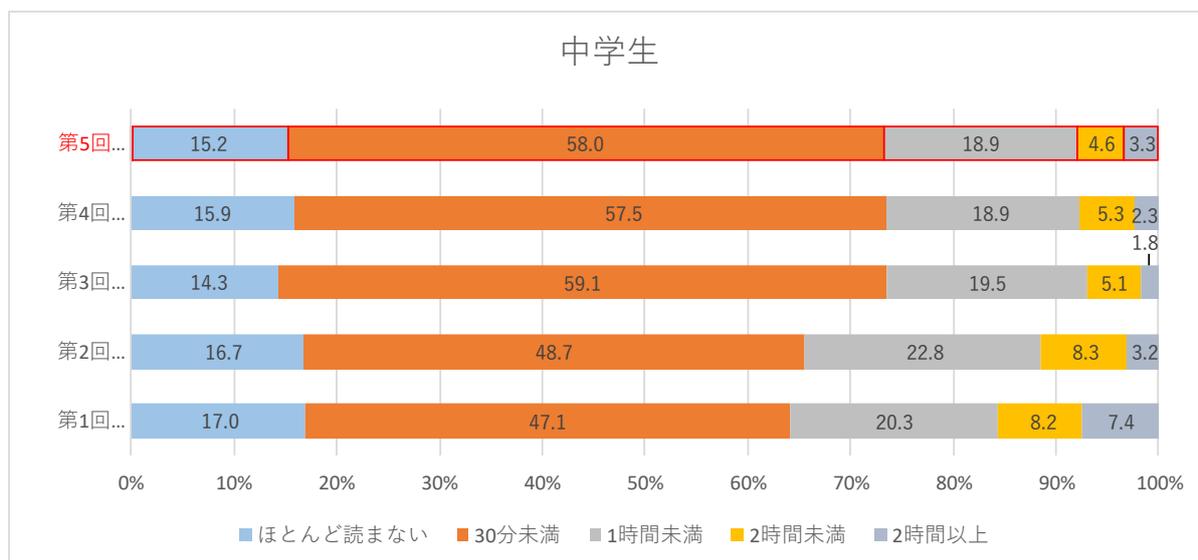
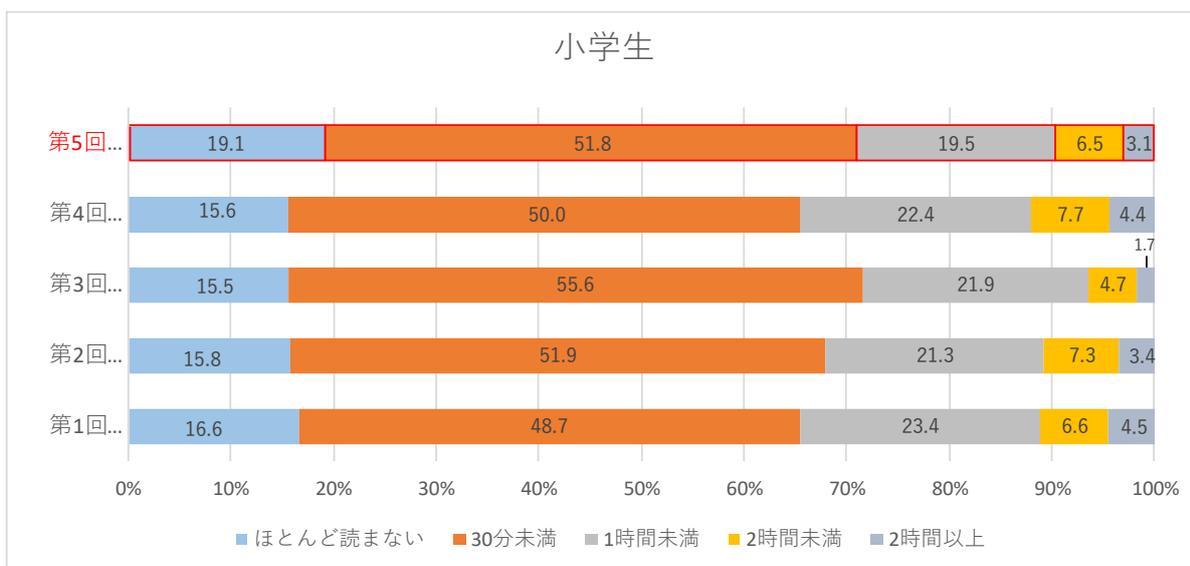
(中学生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
ほとんど読まない	17.0	16.7	14.3	15.9	15.2
30分未満	47.1	48.7	59.1	57.5	58.0
1時間未満	20.3	22.8	19.5	18.9	18.9
2時間未満	8.2	8.3	5.1	5.3	4.6
2時間以上	7.4	3.2	1.8	2.3	3.3

(高校生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
ほとんど読まない	54.8	61.7	59.7	58.8	61.3
30分未満	16.3	14.8	18.4	21.6	21.4
1時間未満	17.6	13.5	12.3	9.1	10.5
2時間未満	4.4	6.4	4.6	5.3	3.6
2時間以上	6.9	3.3	4.8	5.1	3.2

## ② 1日の読書時間



### ③ 1か月の読書量

(小学生)

(単位%)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
0冊	7.5	11.0	10.8	9.0	15.0
1から3冊	38.1	34.3	38.5	38.9	37.5
4から6冊	19.9	23.3	23.0	24.6	22.0
7から9冊	11.4	11.5	9.6	8.7	8.3
10冊以上	23.1	19.7	17.9	18.8	17.2

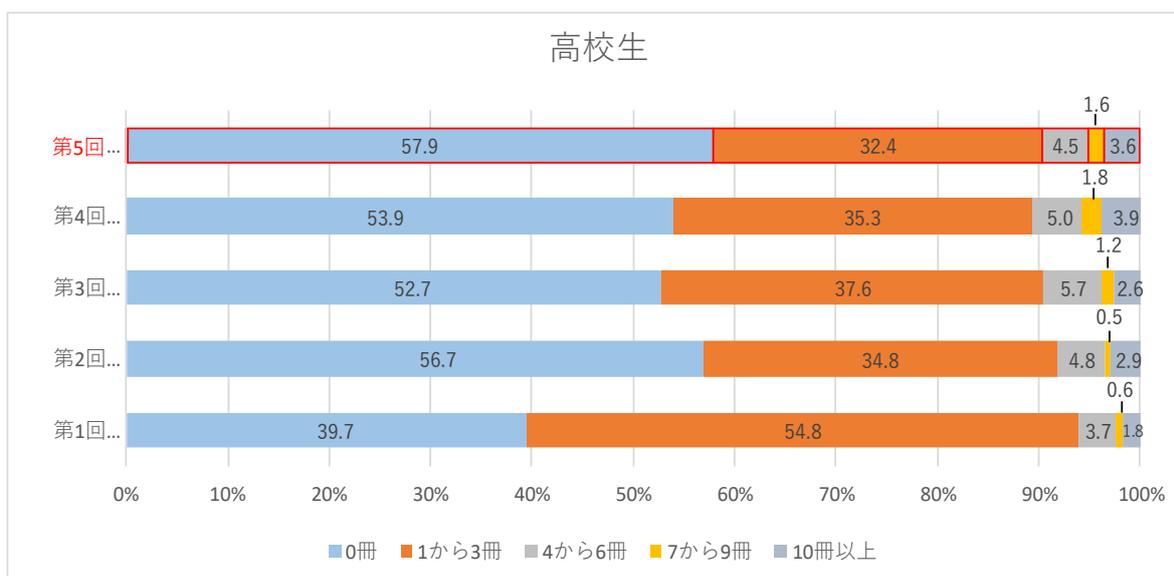
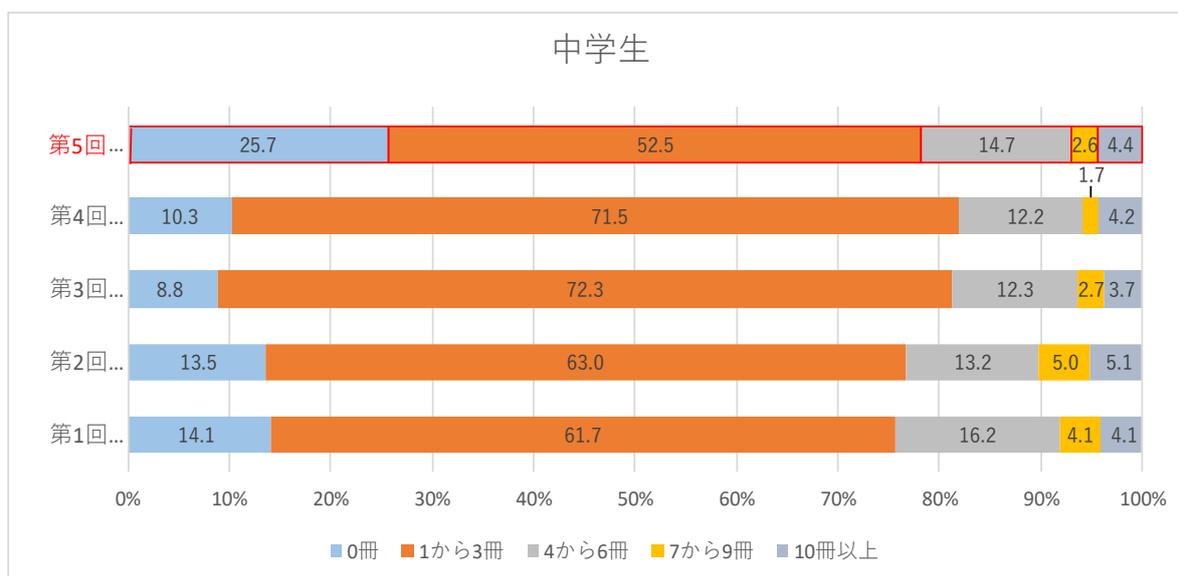
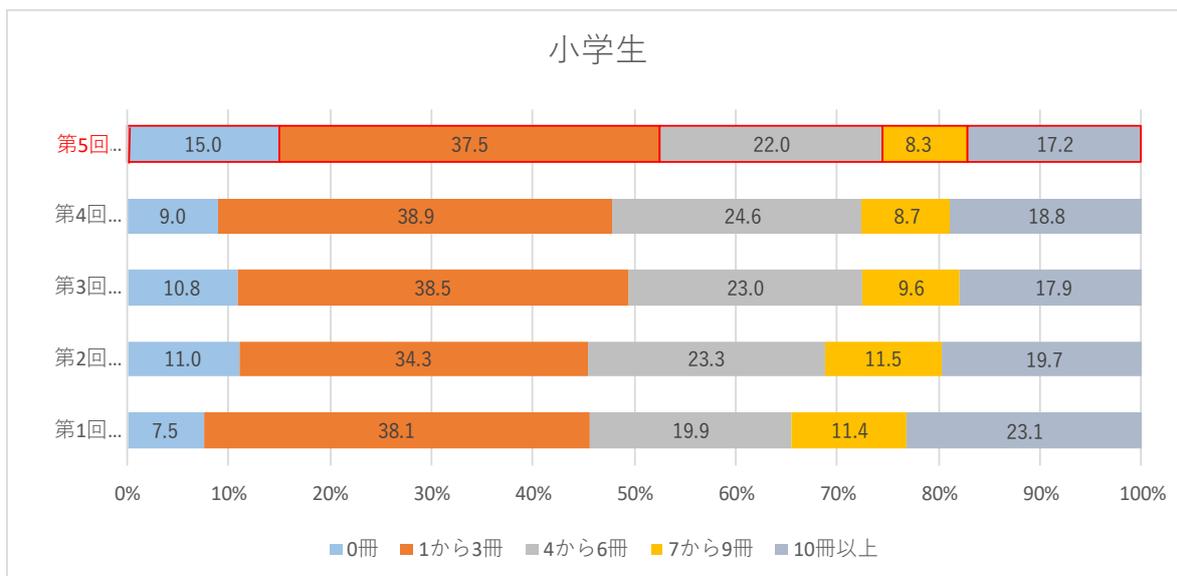
(中学生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
0冊	14.1	13.5	8.8	10.3	25.7
1から3冊	61.7	63.0	72.3	71.5	52.5
4から6冊	16.2	13.2	12.3	12.2	14.7
7から9冊	4.1	5.0	2.7	1.7	2.6
10冊以上	4.1	5.1	3.7	4.2	4.4

(高校生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
0冊	39.7	56.7	52.7	53.9	57.9
1から3冊	54.8	34.8	37.6	35.3	32.4
4から6冊	3.7	4.8	5.7	5.0	4.5
7から9冊	0.6	0.5	1.2	1.8	1.6
10冊以上	1.8	2.9	2.6	3.9	3.6

### ③ 1か月の読書量



#### ④興味のあるジャンル

(小学生)

(単位%)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
小説・物語	32.2	27.9	32.5	30.3	16.8
歴史・伝記	16.2	19.9	16.4	16.4	8.3
絵本	14.9	14.4	20.3	19.7	16.4
科学	9.2	11.8	10.0	13.2	29.3
スポーツ・趣味	14.7	15.8	12.8	13.3	17.1
その他	12.6	9.8	7.7	7.1	12.2

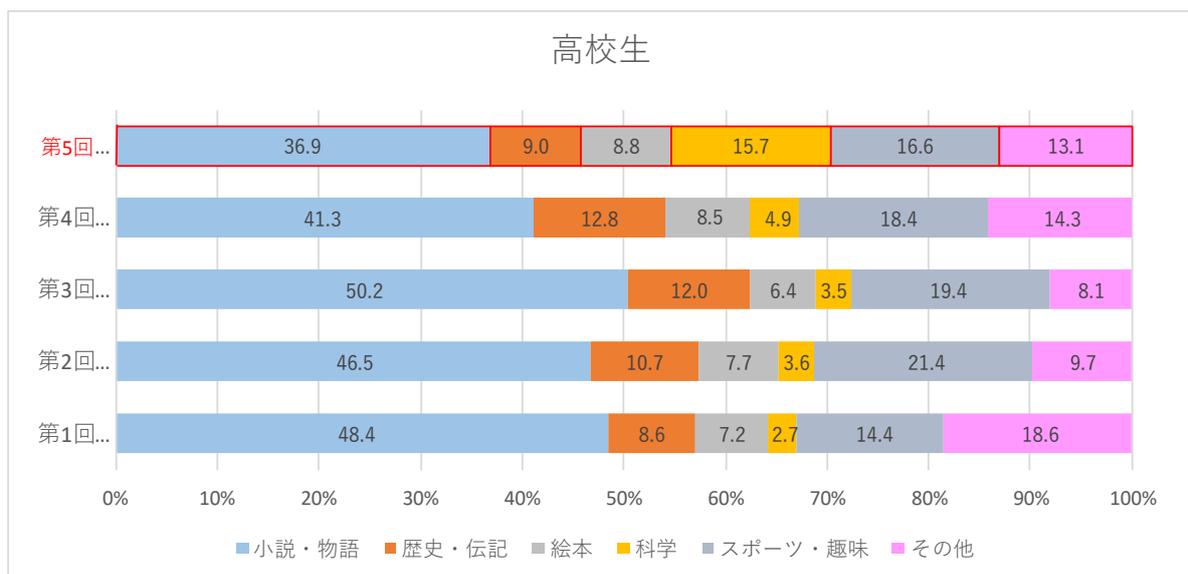
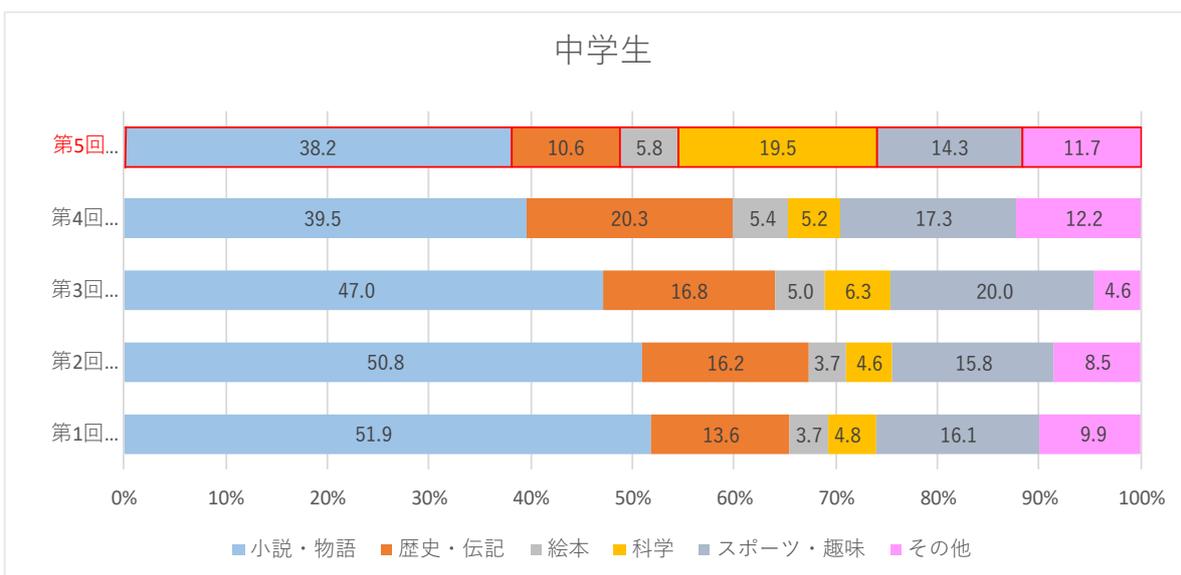
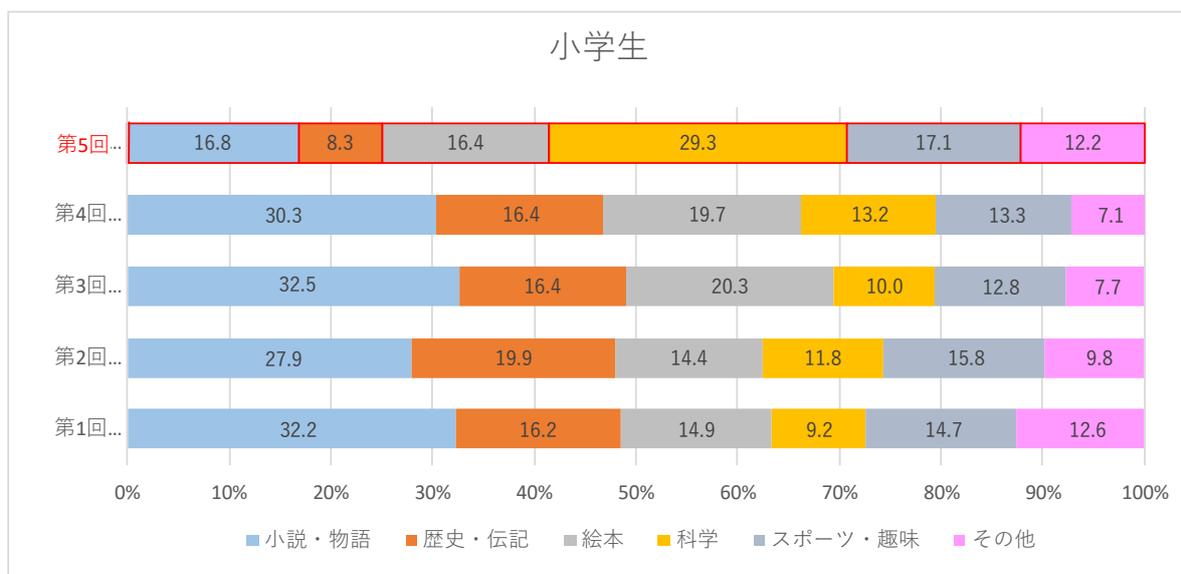
(中学生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
小説・物語	51.9	50.8	47.0	39.5	38.2
歴史・伝記	13.6	16.2	16.8	20.3	10.6
絵本	3.7	3.7	5.0	5.4	5.8
科学	4.8	4.6	6.3	5.2	19.5
スポーツ・趣味	16.1	15.8	20.0	17.3	14.3
その他	9.9	8.5	4.6	12.2	11.7

(高校生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
小説・物語	48.4	46.5	50.2	41.3	36.9
歴史・伝記	8.6	10.7	12.0	12.8	9.0
絵本	7.2	7.7	6.4	8.5	8.8
科学	2.7	3.6	3.5	4.9	15.7
スポーツ・趣味	14.4	21.4	19.4	18.4	16.6
その他	18.6	9.7	8.1	14.3	13.1

#### ④興味のあるジャンル



## ⑤「電子書籍」利用の有無

(小学生)

(単位%)

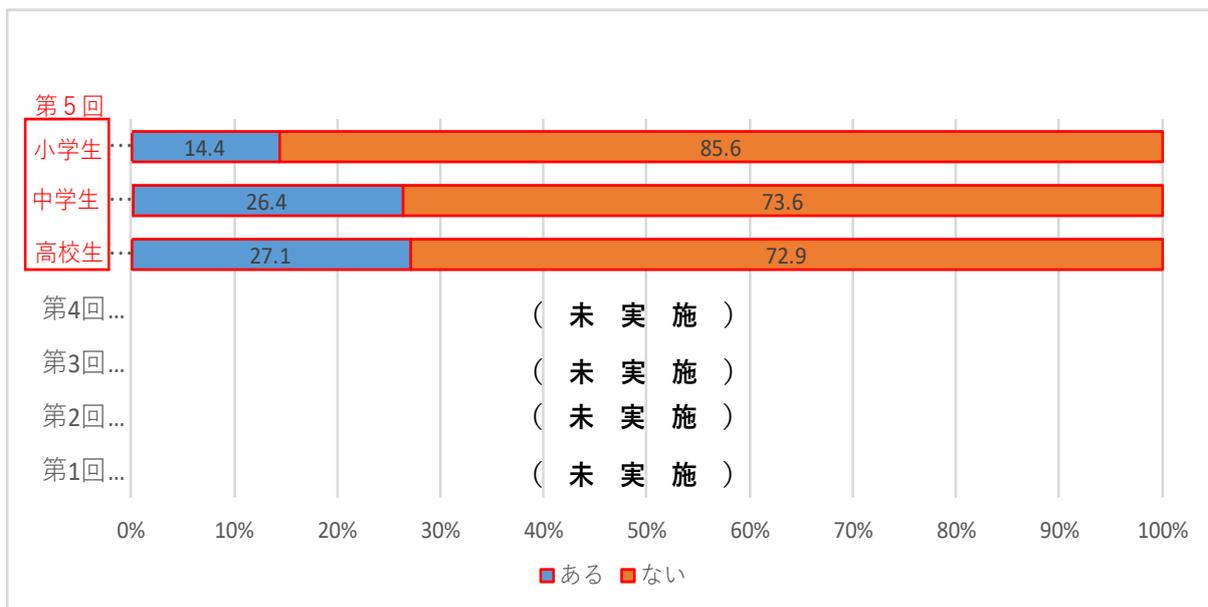
	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
ある					14.4
ない					85.6

(中学生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
ある					26.4
ない					73.6

(高校生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
ある					27.1
ない					72.9



## ⑥雑誌とマンガでの「電子書籍」利用の有無

(小学生)

(単位%)

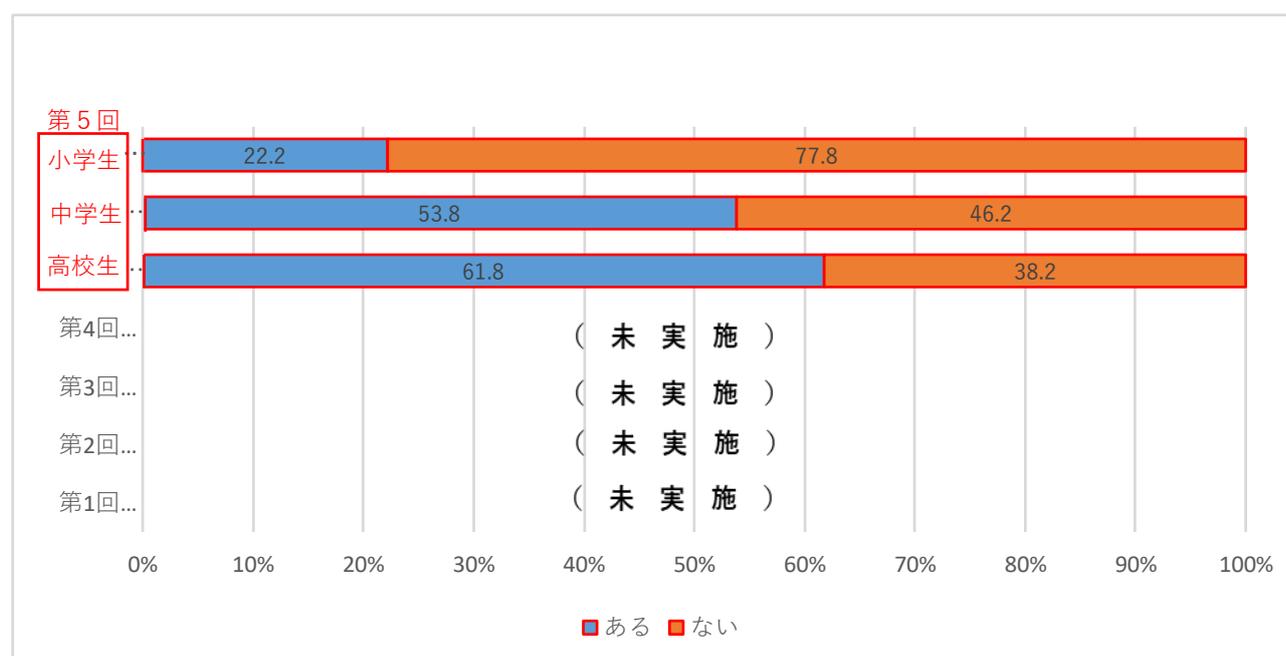
	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
ある					22.2
ない					77.8

(中学生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
ある					53.8
ない					46.2

(高校生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
ある					61.8
ない					38.2



## ⑦読書に対する意識

(小学生)

(単位%)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
とても大切		58.8	54.2	59.3	67.8
ある程度大切		33.2	38.0	33.7	27.9
あまり大切でない		5.0	6.0	5.4	3.9
大切でない		2.9	1.5	1.6	0.5

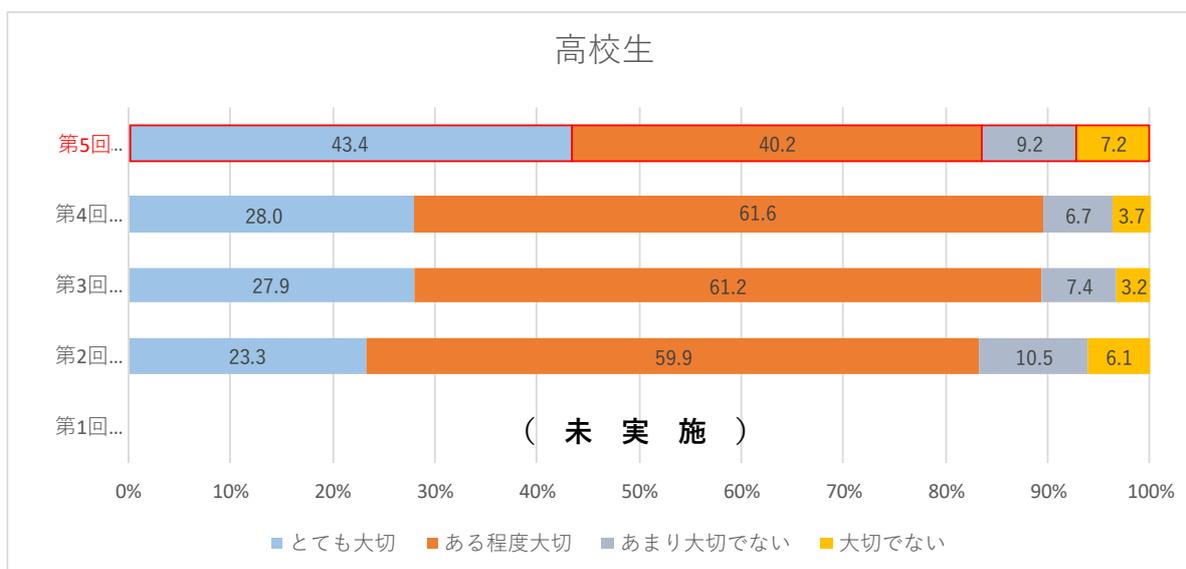
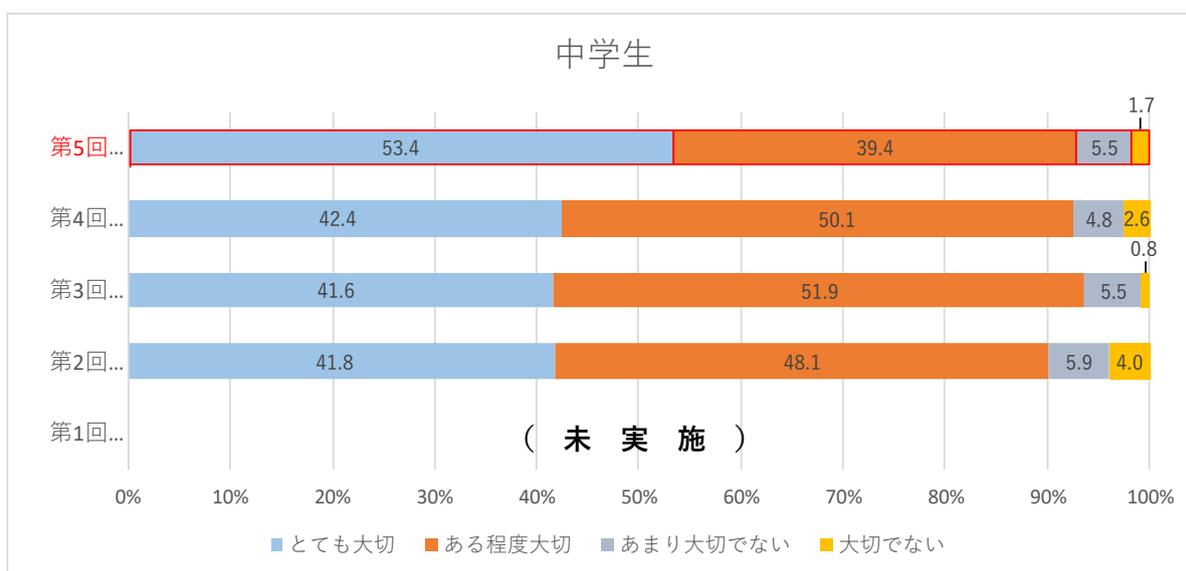
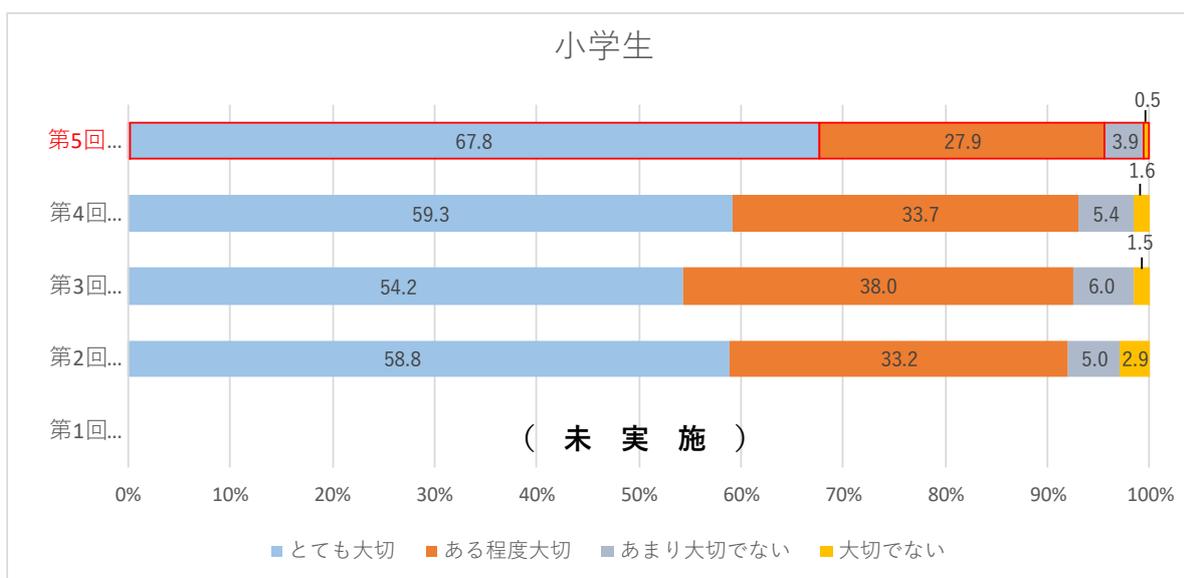
(中学生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
とても大切		41.8	41.6	42.4	53.4
ある程度大切		48.1	51.9	50.1	39.4
あまり大切でない		5.9	5.5	4.8	5.5
大切でない		4.0	0.8	2.6	1.7

(高校生)

	第1回 (平成27年度)	第2回 (平成29年度)	第3回 (令和元年度)	第4回 (令和3年度)	第5回 (令和5年度)
とても大切		23.3	27.9	28.0	43.4
ある程度大切		59.9	61.2	61.6	40.2
あまり大切でない		10.5	7.4	6.7	9.2
大切でない		6.1	3.2	3.7	7.2

## ⑦読書に対する意識



# 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

---

## 第4次平川市子ども読書活動推進計画（令和7年度～11年度）

---

- ◆発行年月日 令和7(2025)年3月
  - ◆発行 平川市教育委員会  
〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山25番地6  
TEL 0172-44-1111(代表)  
<http://www.city.hirakawa.lg.jp>
  - ◆編集・印刷 平川市教育委員会生涯学習課  
〒036-0102 青森県平川市光城二丁目30番地1  
TEL 0172-44-1221 FAX 0172-44-8780
-